

政令第二百九号

関税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、関稅定率法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第五号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第三百三条第一項中「又は法第二百二十二条第一項」を「、法第二百二十二条第一項」に改め、「の差押え」の下に「又は法第三百三十二条の二第四項（鑑定の囑託）」を加える。

附 則

この政令は、平成二十年七月一日から施行する。